

砂川市立小中学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 砂川市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の教育環境の整備及び小中学校における教育の充実を図るため、砂川市立小中学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 準備委員会は、砂川市立小中学校適正配置基本計画に基づき、学校統合の準備に関し調査及び協議を行うものとする。

2 準備委員会は、協議した内容及び決定した事項を取りまとめ教育委員会へ報告する。

(組織)

第 3 条 準備委員会は、委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 小中学校の校長
- (3) 学校運営協議会を代表する者
- (4) 小中学校の児童又は生徒の保護者で構成する団体を代表する者
- (5) 砂川市立保育所の園児の保護者で構成する団体を代表する者
- (6) 砂川天使幼稚園の園児の保護者を代表する者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 準備委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 準備委員会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 準備委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 準備委員会が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選により選出する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(報償)

第 8 条 委員に対する報償は、予算の範囲内において別に定める。

(庶務)

第9条 準備委員会の庶務は、学校再編課において行う。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が準備委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月25日から施行する。